

第2期 草津市財政規律ガイドライン(財政運営指針)の概要(案)

資料 1 – 2

財政規律ガイドラインの目的

総合計画に掲げる施策の確実な実行を推進し、持続的な発展を成し遂げつつ、将来訪れる人口減少局面への早期かつ適切な対応を図るため、「草津市健全で持続可能な財政運営および財政規律に関する条例」に基づき、各種指標の遵守および財政規律の確保に向けた取組を推進することにより、財政規律の確保を図り、健全な財政運営を維持していく。

財政規律ガイドラインの策定の背景

▶ 人口減少局面への対応

急速な高齢化の進展や少子化など社会情勢の変化により、市税収入の減や社会保障関係経費の増等による慢性的な財源不足が予想され、将来訪れる人口減少局面への早期対応が必要。

▶ 公共施設に係る財政リスクの軽減

第1期中に実施した大規模事業による市債残高や公債費、施設の維持管理費の増や今後の施設更新等の財政リスクに対応するため、実効性のある公共施設のマネジメントが必要。

『第2期 財政規律ガイドライン』策定の経過

- ✓ 平成25年に「草津市財政規律ガイドライン」を策定（期間：平成26～令和2年度）
- ✓ 平成28年に中間見直し（改訂）を実施
- ✓ 令和2年に、コロナ禍のため、当面の間、期間を延伸することとした。

財政規律ガイドラインの目標期間

【草津市総合計画】

第5次草津市総合計画
(平成22～令和2年度)

第3期基本計画
(平成29～令和2年度)

【財政規律ガイドライン】

第1期
財政規律ガイドライン
(平成26～令和4年度)

第6次草津市総合計画
(構想期間:令和3～14年度)

第1期基本計画
(令和3～6年度)

第2期基本計画
(令和7～10年度)

第3期基本計画
(令和11～14年度)

第2期 財政規律ガイドライン
(令和5～14年度)

令和9年
見直し

《ガイドラインの見直し期間について》

中間年度である令和9年度に見直しを行う。
なお、第1期ガイドラインと同様、毎年度、
予算・決算時にモニタリングを行う。

自律性

(I) 財政の硬直化を防ぐための 財政構造の適正化

改定後目標

1. 経常収支比率…95.8%以下
2. 人口1人当たり人件費・物件費等の合計…121,609円以下
3. 市税収納率…99.2%以上
4. 人口1万人当たり職員数…
5. ラスパイレス指数…100.0

安定性

(II) 将来への備えとなる財務基盤の確保

改定後目標

6. 財政調整基金等残高
…標準財政規模の11.92%以上
7. プライマリー・バランスの黒字の確保
8. 市債借入額に占める交付税措置等
のあるものの割合
…75.0%以上

計画性

(III) 財政見通しの把握・分析と 計画的な公共施設マネジメントの実施

改定後目標

9. 実質公債費比率…6.6%以内
10. 将来負担比率…0%以下（算出されない）
11. 人口1人当たり市債残高…362,120円以下

《財政規律の確保に向けた取組》

- ① 適正な課税による市税収入の確保
- ② 使用料・手数料等の見直し・適正化
- ③ 各種未収金の縮減（収納率の向上）
- ④ 業務見直し工程表の活用による事務事業の最適化
- ⑤ 効果的・効率的な組織・人員体制の整備
- ⑥ 各部局における財政マネジメント力の強化
- ⑦ DXによる業務プロセスの再構築

《財政規律の確保に向けた取組》

- ⑧ 基金の安定的な確保および適正な活用
- ⑨ 新たな財源の確保
- ⑩ プライマリー・バランスの黒字の確保
- ⑪ 交付税措置等のある市債の活用
- ⑫ 借入条件の見直しによる支払利息の削減

《財政規律の確保に向けた取組》

- ⑬ PPP（公民連携）の推進による公共施設等の運営の効率化
- ⑭ 将來の財政見通しを踏まえた財政運営
- ⑮ 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進

毎年度、継続的な進捗管理（評価）を実施するとともに、**予算概要・決算概要、統一的な基準による財務書類**を用いてわかりやすく結果を公表
⇒ 議会と住民による監視、自律的な仕組みとして担保